

令和6年度総務省調達改善計画

令和6年3月28日
総務省

I. 調達改善計画の目的

総務省では、これまでも行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、令和6年度調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて令和6年度調達改善計画を策定し、引き続き透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

なお、本計画の記載項目については、「令和6年度調達改善計画の策定要領」（令和6年2月7日内閣官房行政改革推進本部事務局通知）に基づくものである。

II. 調達の現状分析

1. 競争性の観点からみた契約の状況

総務省の令和4年度の契約件数は1,637件、契約金額約1,262億円のうち一般競争契約は998件、金額約737億円、企画競争は356件、金額約398億円、公募は102件、金額約15億円である。

一方、競争性のない随意契約は169件、金額約105億円であり、全体に対する件数では10%、金額では8%である。【表1-1参照】

また、令和2年度から3か年の件数ベースの割合の推移では、競争性のない随意契約は、ほぼ横ばいの状況であり、3か年平均で11%となっている。【表1-2参照】

政府全体における契約件数のうち、競争性のない随意契約の割合は、契約件数ベースで令和2年度及び3年度は19%、令和4年度は18%となっており、当省の競争性のない随意契約の割合は低めに推移している。

競争性のない随意契約の実施については、引き続き、随意契約の要件に合致しているか厳正な審査を実施する必要がある。

【表 1 - 1】 令和 4 年度総務省における調達契約の種別

(単位：件、億円)

| 契約方式 | | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 |
|------------|--------------|-------|------|-------|------|
| 競争性のある契約 | 競争契約 | 998 | 61% | 737 | 58% |
| | 企画競争による随意契約 | 356 | 22% | 398 | 32% |
| | 公募による随意契約 | 102 | 6% | 15 | 1% |
| | 不落・不調による随意契約 | 12 | 1% | 6 | 0% |
| | 小計 | 1,468 | 90% | 1,156 | 92% |
| 競争性のない随意契約 | | 169 | 10% | 105 | 8% |
| 合計 | | 1,637 | 100% | 1,262 | 100% |

(注 1) 令和 4 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 3) 競争契約とは、一般競争契約をいう。以下、表 2、表 4 及び表 5 について同じ。

【表 1 - 2】 契約件数ベースでの割合（過去 3 年）

| 契約方式\年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 3 年間の平均 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 競争性のある契約 | 90% | 89% | 90% | 89% |
| 競争性のない随意契約 | 10% | 11% | 10% | 11% |

2. 一者応札・応募の状況及び調達経費からみた支出の構造

一者応札・応募については、企画競争による随意契約のほとんどが研究開発委託経費に係る継続案件であることから、競争契約における一者応札の改善が課題である。

総務省の全ての契約に対し、一般競争契約における一者応札の占める割合について、過去 3 年をみると、令和 2 年度以降は 29% のまま推移している。【表 2 - 1、2 - 2 参照】

政府全体における一般競争契約のうち、一者応札の状況は、契約件数ベースで令和 2 年度及び 3 年度は 20%、令和 4 年度は 21% となっており、当省はやや高めとなっている。

【表 2 - 1】 総務省の契約に対し、競争契約における一者応札（契約件数）の占める割合

| 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 3 年間の平均 |
|---------|---------|---------|---------|
| 29% | 29% | 29% | 29% |

【表 2 - 2】 令和 4 年度総務省における調達に応札状況

(単位：件、億円)

| 契約方式 ＼応札者数の別 | 1 者 | | 2 者以上 | | 合計 | |
|-----------------|------|------|-------|------|------|------|
| | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 競争契約 | 470 | 477 | 528 | 260 | 998 | 737 |
| 割合 | 47% | 65% | 53% | 35% | 100% | 100% |
| 企画競争による 随意契約 | 270 | 231 | 86 | 167 | 356 | 398 |
| 割合 | 76% | 58% | 24% | 42% | 100% | 100% |
| 公募による 随意契約 | 100 | 14 | - | - | 100 | 14 |
| 割合 | 100% | 100% | - | - | 100% | 100% |

(注 1) 令和 4 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 3) 企画競争による随意契約の一者応募は、競争的資金等の研究開発等委託経費に係る継続案件を含む。

(注 4) 「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表 1 - 1 とは数値が一致しないことがある。

令和4年度の調達経費別の契約状況を概観すると、調査・調査研究請負経費が379件、364億円であり、件数で23%、金額で29%を占める。次に、情報システム経費が178件、188億円であり、件数で11%、金額で15%を占める。ほかに、研究開発等委託経費が326件、395億円であり、件数で20%、金額で31%を占めている。【表3参照】

【表3】 令和4年度総務省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

| 経費\契約状況 | 本省 | | 地方支分部局等 | | 総務省全体 | |
|------------------|------|------|---------|------|-------|-------|
| | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 調査・調査研究請負経費 | 312 | 297 | 67 | 67 | 379 | 364 |
| 割合 | 31% | 30% | 10% | 24% | 23% | 29% |
| 情報システム経費 | 92 | 114 | 86 | 74 | 178 | 188 |
| 割合 | 9% | 12% | 13% | 26% | 11% | 15% |
| 研究開発等委託経費 | 304 | 393 | 22 | 2 | 326 | 395 |
| 割合 | 31% | 40% | 3% | 1% | 20% | 31% |
| 庁舎管理請負経費 | 42 | 10 | 121 | 14 | 163 | 24 |
| 割合 | 4% | 1% | 19% | 5% | 10% | 2% |
| 電力 | 1 | 3 | 8 | 2 | 9 | 5 |
| 割合 | 0% | 0% | 1% | 1% | 1% | 0% |
| ガス | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 |
| 割合 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 印刷製造請負経費 | 14 | 2 | 22 | 2 | 36 | 3 |
| 割合 | 1% | 0% | 3% | 1% | 2% | 0% |
| 広報・イベント運営等請負経費 | 39 | 57 | 37 | 3 | 76 | 60 |
| 割合 | 4% | 6% | 6% | 1% | 5% | 5% |
| その他業務請負等経費 | 131 | 34 | 168 | 59 | 299 | 93 |
| 割合 | 13% | 3% | 26% | 21% | 18% | 7% |
| 物品等購入経費 | 46 | 63 | 72 | 60 | 118 | 122 |
| 割合 | 5% | 6% | 11% | 21% | 7% | 10% |
| 物品等借入経費 | 14 | 4 | 35 | 3 | 49 | 7 |
| 割合 | 1% | 0% | 5% | 1% | 3% | 0% |
| 公共工事等 | - | - | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 割合 | - | - | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 996 | 977 | 641 | 285 | 1,637 | 1,262 |
| 割合 (総務省全体に対する割合) | 61% | 77% | 39% | 23% | — | — |

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

令和4年度の競争契約における調達経費の内訳は、調査・調査研究請負経費が366件、358億円であり、件数で37%、金額で49%を占める。次にその他業務請負等経費が221件、71億円であり、件数で22%、金額で10%を占めている。【表4参照】

【表4】 令和4年度総務省における競争契約における調達経費の内訳
(本省・地方別)

(単位：件、億円)

| 経費\契約状況 | 本省 | | 地方支分部局等 | | 総務省全体 | |
|-----------------|------|------|---------|------|-------|------|
| | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 調査・調査研究請負経費 | 303 | 291 | 63 | 67 | 366 | 358 |
| 割合 | 55% | 60% | 14% | 27% | 37% | 49% |
| 情報システム経費 | 51 | 71 | 62 | 52 | 113 | 122 |
| 割合 | 9% | 15% | 14% | 21% | 11% | 17% |
| 庁舎管理請負経費 | 41 | 10 | 49 | 12 | 90 | 22 |
| 割合 | 7% | 2% | 11% | 5% | 9% | 3% |
| 電力 | - | - | 5 | 1 | 5 | 1 |
| 割合 | - | - | 1% | 0% | 1% | 0% |
| ガス | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 割合 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 印刷・製造請負経費 | 12 | 1 | 21 | 2 | 33 | 3 |
| 割合 | 2% | 0% | 5% | 1% | 3% | 0% |
| 広報・イベント運営等請負経費 | 27 | 44 | 32 | 2 | 59 | 46 |
| 割合 | 5% | 9% | 7% | 1% | 6% | 6% |
| その他業務請負等経費 | 92 | 16 | 129 | 55 | 221 | 70 |
| 割合 | 17% | 3% | 29% | 22% | 22% | 10% |
| 物品等購入経費 | 20 | 51 | 63 | 58 | 83 | 109 |
| 割合 | 4% | 10% | 14% | 23% | 8% | 15% |
| 物品等借入経費 | 9 | 3 | 16 | 2 | 25 | 5 |
| 割合 | 2% | 1% | 4% | 1% | 3% | 1% |
| 公共工事等 | - | - | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 割合 | - | - | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 556 | 487 | 442 | 250 | 998 | 737 |
| 割合(総務省全体に対する割合) | 56% | 66% | 44% | 34% | — | — |

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき競争契約の内訳を作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

(注4) 研究開発委託費については、全て企画競争によって調達した。

また、令和4年度の一者応札件数470件の経費別の内訳は、調査・調査研究請負経費が224件、284億円であり、件数で48%、金額で59%を占める。次にその他業務請負等経費が83件、55億円であり、件数で18%、金額で11%を占めている。【表5参照】

【表5】 令和4年度総務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別) (単位：件、億円)

| 経費\契約状況 | 本省 | | 地方支分部局等 | | 総務省全体 | |
|-----------------|------|------|---------|------|-------|------|
| | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 調査・調査研究請負経費 | 186 | 221 | 38 | 63 | 224 | 284 |
| 割合 | 62% | 73% | 23% | 36% | 48% | 59% |
| 情報システム経費 | 37 | 55 | 42 | 47 | 79 | 102 |
| 割合 | 13% | 18% | 25% | 27% | 17% | 21% |
| 庁舎管理請負経費 | 8 | 1 | 19 | 10 | 27 | 11 |
| 割合 | 3% | 0% | 11% | 6% | 6% | 2% |
| 電力 | 0 | 0 | 4 | 1 | 4 | 1 |
| 割合 | 0% | 0% | 2% | 1% | 1% | 0% |
| ガス | - | - | - | - | - | - |
| 割合 | - | - | - | - | - | - |
| 印刷・製造請負経費 | 6 | 1 | 4 | 0 | 10 | 1 |
| 割合 | 1% | 0% | 0% | 0% | 2% | 0% |
| 広報・イベント運営等請負経費 | 6 | 1 | 1 | 0 | 7 | 1 |
| 割合 | 2% | 0% | 1% | 0% | 1% | 0% |
| その他業務請負等経費 | 45 | 10 | 38 | 45 | 83 | 55 |
| 割合 | 15% | 3% | 23% | 26% | 18% | 11% |
| 物品等購入経費 | 10 | 12 | 12 | 7 | 22 | 19 |
| 割合 | 3% | 4% | 7% | 4% | 5% | 4% |
| 物品等借入経費 | 4 | 2 | 9 | 2 | 13 | 4 |
| 割合 | 1% | 1% | 5% | 1% | 3% | 1% |
| 公共工事等 | - | - | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 割合 | - | - | 1% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 302 | 301 | 168 | 176 | 470 | 477 |
| 割合(総務省全体に対する割合) | 64% | 63% | 36% | 37% | — | — |

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等に基づき競争契約の内訳を作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

(注4) 研究開発委託費については、全て企画競争によって調達した。

III. 取組内容について

「II. 調達の実況分析」の結果を踏まえ、一者応札の縮減に向けて引き続き取り組むこととし、特に調査・調査研究請負経費について重点的に取り組むこととする。

令和6年度の取組については、別紙1及び2に記載。

IV. 自己評価の実施方法について

上半期（令和6年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について自己評価を行うとともに、その結果をホームページ等により公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

なお、自己評価結果等については、内閣官房行政改革推進本部へ報告を行う。

V. 推進体制について

1. 推進体制の整備

官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、計画の策定、自己評価を実施する。

なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めるときは、上記以外の者を参画させることができる。

各調達要求部局固有の課題の改善を図るとともに、調達要求部局の実務担当者による連絡会等を開催し、課題の共有、効果が得られた取組の展開を図る等、取組の実行性を確保する。

2. 外部有識者や内部監査等の活用

調達に関する問題点（調達の結果得られた成果を含む。）の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求め、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化、さらには費用対効果の向上を図ること等による調達改善を進めるとともに、内部監査を通じて一者応札の改善等の調達改善の取組を確認、検証等を行う。

VI. その他

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。

重点的な取組、共通的な取組

| 令和6年度の調達改善計画 | | | | | | | | |
|--------------|--------|--------------------|--|---|-----|------------------|--|-----|
| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標 (原則、定量的に記載) | |
| | | | | | | | 目標達成 予定時期 | |
| ○ | | 1 随意契約の見直し | 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか、検討を行う。 | 調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。 | A | H24：本省 H30：地方 | 契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前々年度から過去3か年の平均値を下回ることを目標とする。 令和2年度から令和4年度の平均値：11% | 年度末 |
| ○ | | 2 一者応札改善のための取組 | <p>(1) 全ての調達の改善取組</p> <p>【入札前の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様内容の充実を図る。 前回入札時において一者応札であった場合は、入札後に実施するアンケート結果を踏まえ、調達要求部局は一者応札改善策を作成し、契約担当部局による事前審査を経た上で実施する。 公告期間を十分に確保する。 複数者が入札へ参加できるよう、準備期間及び執行期間の確保に努めるとともに、早期契約締結を推進する。 <p>【入札後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者へのアンケート調査を実施する。 契約担当部局は一者応札案件の要因分析及びアンケート結果の集約を行い、これを調達要求部局・契約担当部局双方で情報を共有する。また、調達要求部局はアンケート結果を踏まえた上で、次回調達における改善策を検討する。 | 競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 | A | H24：本省 H29：地方 | 一者応札率が前々年度から過去3か年の平均を下回ることを目標とする。 令和2年度から令和4年度の平均値：29% | 年度末 |
| | | | | | | | | |
| | ○ | 3 調達改善に向けた審査・管理の充実 | 一者応札となった調達事例について、総務省契約監視会において外部有識者の意見等を求め、調達要求部局、契約担当部局で共有する。また、他の調達案件にも当てはまる意見等については全部局で共有することにより、今後の調達改善策に活用する。 | | A | H30：本省・地方 | 外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。 | 年度末 |
| | ○ | 4 調達事務のデジタル化の推進 | <p>①「契約手続における押印等の見直しについて」（令和2年12月24日付総官会第3675号）に基づき、契約手続（入札・契約）における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類（入札・契約手続関係）の押印省略（電子メールによる提出）等を行う。</p> <p>②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。</p> | | A | R4：本省・地方 | 全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前々年度の電子応札率・電子契約率（欄外※）を上回ること（デジタル庁が策定した「オンライン利用率引き上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点で50%以上）を目標とする。 令和4年度電子応札率：66% 電子契約率：45% | 年度末 |

※電子入札率、電子契約率の定義は、下記のとおりとする（「オンライン利用率引き上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁）等）。

電子入札率 = (電子応札案件数/電子入札案件数)

- ・電子入札案件数：入札案件数のうち、電子入札が可能な件数（紙と電子の混合も含む）
- ・電子応札案件数：開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1者以上存在する案件数

電子契約率 = (電子契約案件数/電子応札案件数 + 電子入札によらない電子契約数)

- ・電子契約案件数：契約確定件数のうち、「契約書」又は「請書」を「電子」で実施した案件数
- ・電子入札によらない電子契約数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定

- ・A+：効果的な取組
- ・A：発展的な取組
- ・B：標準的な取組

その他の取組

| 調達改善計画 | |
|--|----------------|
| 具体的な取組内容 | 新規 継続 区分 |
| ① 中小企業の受注機会の増大 「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、分離・分割発注の活用、競争参加資格の弾力的な運用等により中小企業の受注機会拡大に向けて取り組む。 | 継続 |
| ② クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金（水道）の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。 | 継続 |
| ③ 調達担当職員の能力向上 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。 | 継続 |
| ④ 契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等の申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。 | 継続 |